

議案第117号

令和3年度大阪市下水道事業会計資本剰余金の処分について

令和3年度大阪市下水道事業会計受贈財産評価額18,302,726,569円のうち
24,058,164円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方公営企業法（抄）

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 省 略